

議案第9号

斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

令和6年8月から子どもに係る医療費助成について、奈良県内の医療機関での窓口支払いの負担がなくなる現物給付制度の対象年齢が18歳まで拡大されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 助成要件の整理（第2条の改正規定）

他の医療費助成制度と重複して助成が受けられないことを明確化します。

(2) 現物給付制度対象年齢の拡大（第3条の2の改正規定）

6歳までの未就学児に限定されている現物給付制度の対象を、18歳まで拡大します。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年8月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によります。